住所　静岡県御殿場市新橋1888番地１
エリサ・アサト・オクマ　昭和36年９月20日生
住所　静岡県御殿場市新橋1888番地１
パオラ・ジオバナ・アサト・オクマ　昭和43年12月23日生
住所　岐阜県各務原市蘇原申子町２丁目16番地７
カレン・アケミ・ニシヅカ・イヴァンスキ　昭和62年１月17日生
住所　千葉市美浜区幕張西１丁目７番13号
劉偉勤　昭和47年６月18日生
住所　広島県福山市御幸町大字中津原1616番地７
李貞姫　昭和38年４月17日生
住所　茨城県ひたちなか市殿山町２丁目19番22号
湯麗　昭和62年８月15日生
住所　三重県鈴鹿市白子本町21番18号
ヤラ・ヤマシタ・ダ・シルバ　昭和59年12月28日生
住所　福井県大野市高砂町12番４号
具盛林　昭和30年10月22日生
李慶子　昭和30年11月14日生
住所　千葉県成田市本三里塚1001番地518
叢嘉偉　昭和57年９月26日生
住所　名古屋市名東区富が丘29番地１
孫志昌　平成３年11月22日生
住所　千葉市中央区都町1254番地９
鄭成愛　昭和54年３月８日生
住所　秋田市保戸野中町５番39号
鄭雄二　昭和26年２月１日生
李和子　昭和25年９月23日生
住所　秋田市保戸野中町５番39号
鄭明守　昭和49年４月18日生
住所　群馬県前橋市広瀬町３丁目20番地
ビクトル・ハファエル・タマリ　昭和58年２月13日生
住所　群馬県前橋市元総社町1281番地１
カルラ・カロリネ・タマリ　昭和61年７月14日生
住所　東京都世田谷区松原３丁目23番20号
曹誉永　昭和50年11月25日生
住所　千葉県松戸市東松戸１丁目３番地８
康稔美　昭和57年５月７日生
住所　京都市伏見区両替町11丁目250番地
朴進大　昭和59年７月１日生

○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月二十六日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　高知県安芸市別役字高サデ三二七の一五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月二十六日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡安田町間下字次郎兵衛谷一七〇の口、字次郎兵衛谷尻一七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字次郎兵衛谷一七〇の口・字次郎兵衛谷尻一七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
415451	上原　達也
415453	野口　敦史
415455	齊藤　睦美
415457	久保田一哉
415459	雙木　達也
415461	松本　大介
415463	南山　洋佑
415465	河野　嘉夫
415467	大井　剛
415469	小寺　暁子
415471	水島　壽人
415473	川上　大輔
415452	戸張　敬介
415454	寺坂　巧
415456	太田　和善
415458	松澤　健介
415460	青木　大明
415462	青木　匡良
415464	小山　陽平
415466	南木　明
415468	鈴置　祐介
415470	水口淳一郎
415472	白田　良太

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十六日

中国地方整備局長　丸山　隆英

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百八十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山口県熊毛郡田布施町大字別府字新宮一六四二番二から同町大字別府字外雀七番一まで	前	九・五〇～六二・〇〇メートル
	後	一三・〇〇～七九・〇〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○経済産業省告示第二百七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年七月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	（変更後）	（変更前）
214189	橋本　直子	カートーン直子
409613	太田　葉月	渋沢　葉月
411399	小島　絢佳	神宮司絢佳

○経済産業省告示第二百八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
403824	伊藤　博直
408338	小久保宏昭